

空き家対策ガイドライン
参考資料編

平成 26 年 2 月

兵庫県地域住宅政策協議会

空き家対策ガイドライン【参考資料編】

目次

1	県内の空き家の実態	1
(1)	県内の人口等の推移と空き家の状況	1
(2)	空き家所有者等の意向	5
(3)	市町における空き家問題の発生状況	8
2	空き家対策における基本的な考え方	11
(1)	空き家の分類と検討対象とする空き家	11
(2)	空き家対策に関する県と市町の役割分担	12
(3)	空き家対策の分類	12
(4)	空き家対策検討の流れ	13
3	県内市町の空き家の適正管理に向けた取組状況	14
(1)	市町の空き家対策に関するアンケート結果	14
(2)	県内市町の空き家の再生・活用にかかる取組	18
(3)	県内市町条例	20
4	国及び他県での空き家対策の取組状況	46
(1)	空き家対策に係る国の関連資料	46
(2)	国の支援策一覧	47
(3)	全国の空き家条例の策定状況	48
(4)	山形県「空き家対策に係る対応方針」	53
5	兵庫県地域住宅政策協議会空き家対策検討会での検討	54
(1)	空き家対策検討会における検討経緯	54
(2)	県外先進事例調査報告書	55
(3)	兵庫県地域住宅政策協議会 平成 24 年度講演会記録	84
(4)	兵庫県地域住宅政策協議会空き家対策検討会 参加機関	114
6	兵庫県住宅審議会空き家対策にかかる検討小委員会での検討	115
(1)	空き家対策にかかる検討小委員会における検討経緯	115
(2)	空き家対策にかかる提言	125
7	その他	132
(1)	既存法令に基づく対応フロー	132
(2)	固定資産税課税標準特例措置に関する法及び要綱	137

1 県内の空き家の実態

(1) 県内の人口等の推移と空き家の状況

ア 人口及び世帯の推移と将来推計（県全体）

県内の空き家の状況は次のとおり増加している傾向にあることが分かった。

- 兵庫県の人口は、これまで増加傾向にあり、2005（H17）年には約 559.1 万人となっているが、2010（H22）年には減少に転じている。
- 世帯数についても、これまで増加傾向にあったが、2020（H32）年の約 223.9 万世帯をピークに減少に転じると見込まれている。
- 平均世帯人員は 1980 年代から減少傾向にあり、2005（H17）年で 2.61 人／世帯となっており、今後も減少傾向が続くと見込まれている。

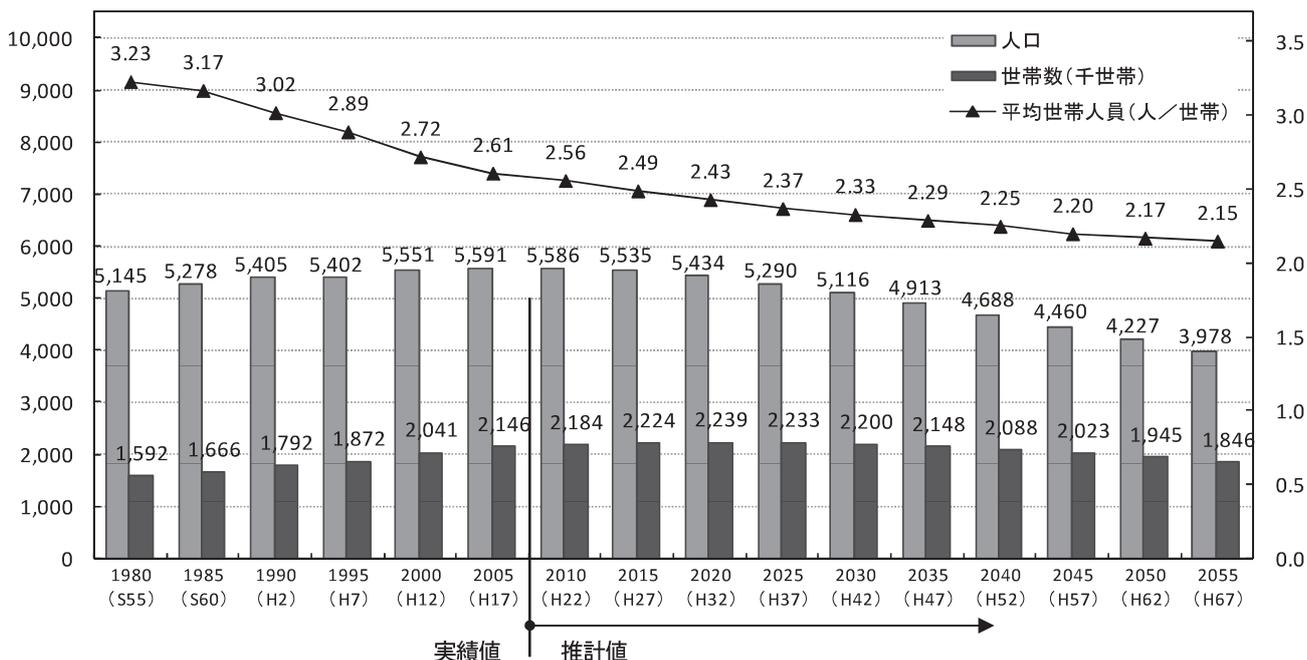
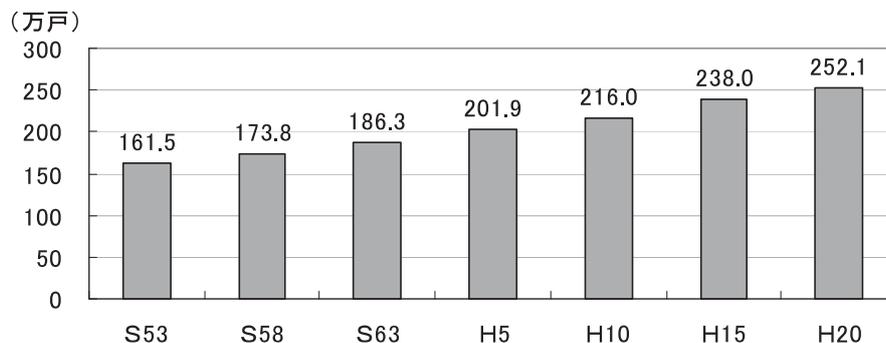


図 兵庫県の人口、世帯数、平均世帯人員の推移

資料：実績値は国勢調査（各年）
 推計値は「兵庫県将来推計人口について」（平成20年5月兵庫県）
 及び「兵庫県の世帯数の将来推計について」（平成20年11月兵庫県）
 出展：「兵庫県住生活基本計画」（平成24年1月兵庫県）

イ 住宅ストック数の推移

- 住宅の総数は、年々増加しており、平成 20 年で 252.1 万戸となっている。



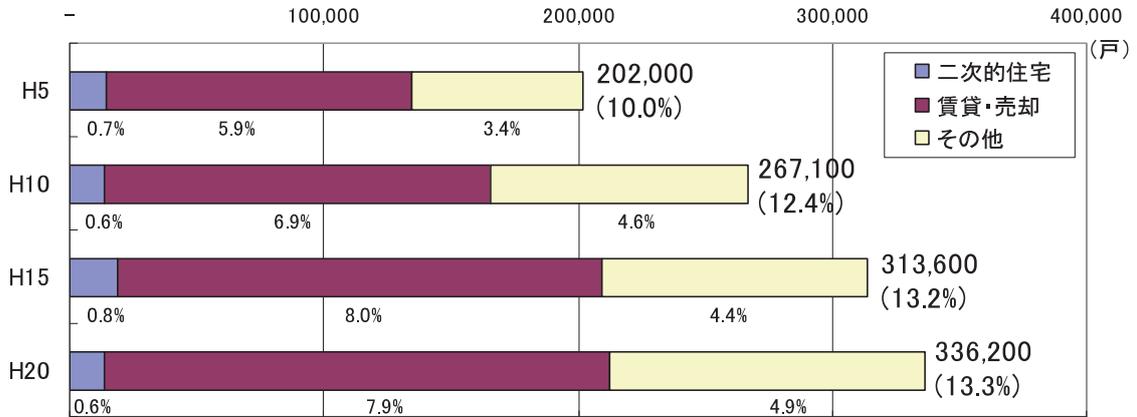
注) H10 の数値は仮設住宅を除いている

図 住宅ストック数の推移

資料：住宅・土地統計調査（各年）

ウ 空き家数及び空き家率の推移

- 空き家数及び空き家率は、増加傾向にあり、平成 20 年で約 33.6 万戸（空き家率：13.3%）となっている。



注1) () は全住宅数における空き家の割合。

注2) H10 の数値は仮設住宅を除いている。

図 空き家数・空き家率の推移

資料：住宅・土地統計調査（各年）

- 近隣府県と空き家率を比べると、兵庫県は、和歌山県・奈良県・大阪府より低く、滋賀県・京都府と同じ水準で、全国平均とも同じ水準となっている。

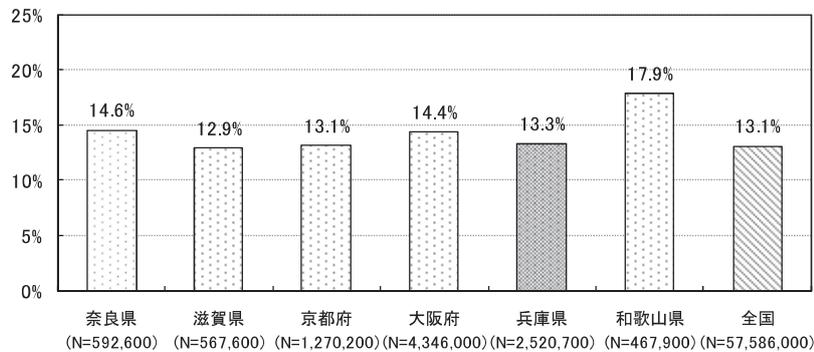


図 空き家率（周辺他府県との比較）

資料：住宅・土地統計調査（H20）

エ 地域別空き家率の推移

- 地域別にみると、地方部で空き家率が高い傾向にあり、平成 20 年時点で淡路地域 22.4%、丹波地域 17.5%、但馬地域 17.1%となっている。
- 平成 15 年と比べ、但馬地域、丹波地域、淡路地域の地方部で空き家率が大きく伸びている。一方、阪神地域、東播磨地域では減少している。

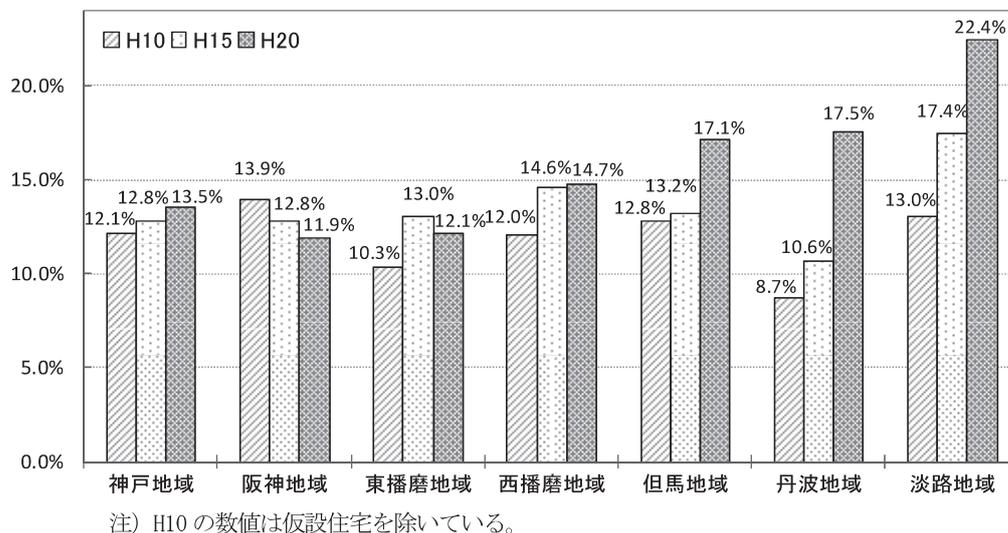


図 地域別空き家率の推移 (H10→H20)

資料：住宅・土地統計調査（各年）

オ 用途別建て方別の空き家の戸数と地域別「その他空き家」戸数

- 用途別建て方別の空き家の戸数は、賃貸用の非木造共同住宅が 128,300 戸 (38.2%)と最も多く、次いで、その他(持家)の一戸建が 72,600 戸(21.6%)となっており、この2つのタイプで空き家全体の6割を占めている。
- その他の空き家について、但馬、丹波、淡路において、一戸建ての割合が80%から90%となっておりその割合が非常に高い。また、東播磨、西播磨においても、70%を越え高くなっている。

表 用途別建て方別空き家戸数と地域別「その他空き家」戸数

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	共同住宅		その他
					木造	非木造	
空家総数	336,200	98,800	23,900	212,500	32,000	180,500	1,000
二次的利用	13,900	8,900	400	4,500	300	4,300	0
賃貸用	178,200	8,400	13,900	155,600	27,300	128,300	300
売却用	20,200	8,900	900	10,300	200	10,100	0
その他	123,900	72,600	8,700	42,300	4,200	37,800	600
神戸	35,060	13,280 37.9%	2,090 6.0%	19,370 55.2%	1,640 4.7%	17,730 50.6%	320 0.9%
阪神	25,880	11,330 43.8%	3,210 12.4%	11,300 43.7%	1,140 4.4%	10,160 39.3%	40 0.2%
東播磨	20,220	14,490 71.7%	1,190 5.9%	4,470 22.1%	980 4.8%	3,480 17.2%	70 0.3%
西播磨	24,160	17,330 71.7%	1,590 6.6%	5,140 21.3%	360 1.5%	4,780 19.8%	100 0.4%
但馬	6,870	6,220 90.5%	200 2.9%	410 6.0%	20 0.3%	390 5.7%	40 0.6%
丹波	4,190	3,790 90.5%	50 1.2%	310 7.4%	10 0.2%	310 7.4%	30 0.7%
淡路	7,500	6,150 82.0%	330 4.4%	980 13.1%	20 0.3%	960 12.8%	50 0.7%

資料：住宅・土地統計調査 (H20)

カ 腐朽・破損の状況

- 24.2%の空き家に腐朽・破損がある。
- 建て方別にみると長屋建と木造の共同住宅の5割が腐朽・破損している一方で、一戸建は3割弱にとどまっている。

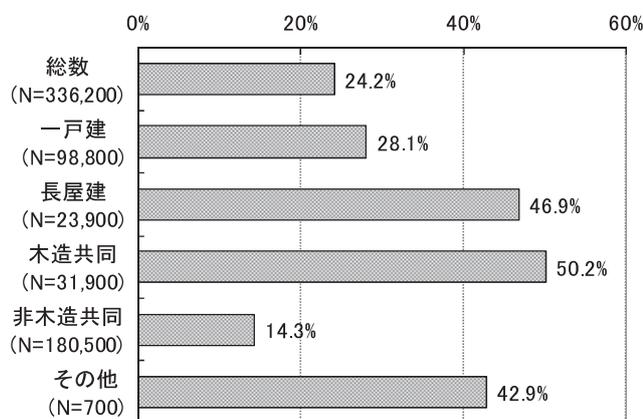


図 腐朽・破損のある空き家の割合

資料：住宅・土地統計調査 (H20)

(2) 空き家所有者の意向

平成 22 年度に、県内で空き家率の高い市町の中から 20 地区を選定し、目視で確認できた空き家 984 件について、空き家所有者の意向に関するアンケートを実施し、76 件から以下の回答を得た。

ア 所有主体・敷地の所有状況

- 8 割の空き家が個人名義となっている。家屋の所有者が敷地も所有しているケースが 9 割以上を占める。

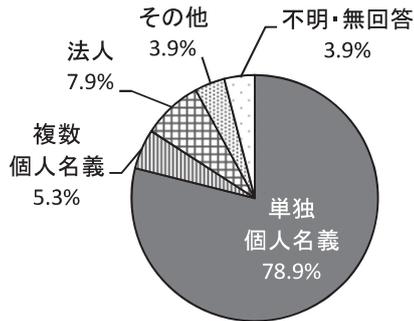


図 住戸の所有主体 (n=76)

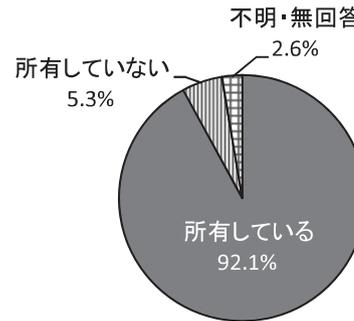


図 敷地の所有状況 (n=76)

イ 空き家期間 (平成 22 年 12 月現在)

- 3 年未満の空き家が約 1/4 を占める。また、10 年以上の空き家が約 3 割ある。
- 空き家期間の平均は 8.4 年である。

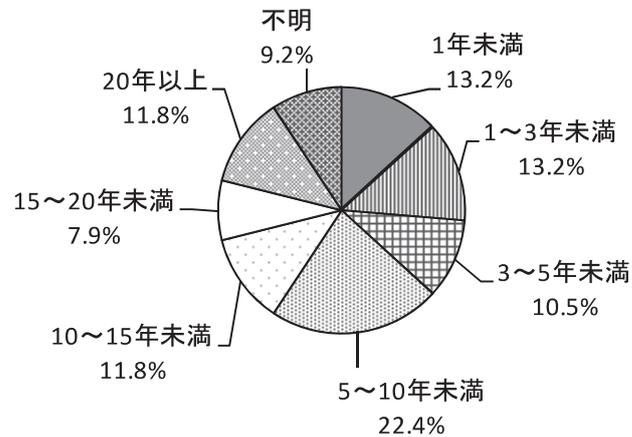


図 空き家期間 (H22.12 現在) (n=76)

ウ 維持管理状況

(ア) 維持管理実態

- 「自ら又は家族などが見回り点検している」割合が約半数を占める一方で、「ほとんど何もしていない」という状況も1/4程度あった。

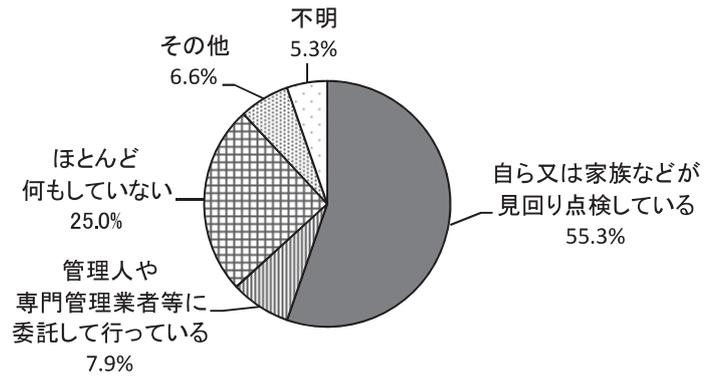


図 維持管理実態 (n=76)

(イ) 維持管理頻度

- 月に1回以上は約3割に止まり、これより維持管理頻度の低い空き家が大半を占める。

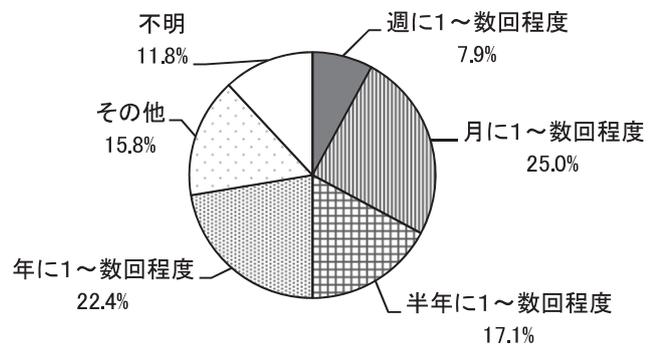


図 維持管理頻度 (n=76)

エ 空き家となっている要因等

(ア) 空き家になる以前の利用形態

- 「持ち家として自己又は家族が利用」していた住宅が約4割、個人又は法人で所有し、借家として利用」していた住宅が約3割ある。

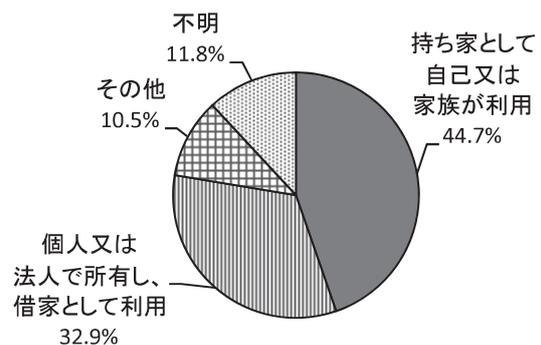


図 空き家になる以前の利用形態 (n=76)

(イ) 空き家化の理由

- 「別の住居へ転居・退去したため」という回答が約半数を占める。
- 一方で、「相続により取得したが入居していないため」といった、住宅として利用しきれていない回答も約2割と多く、「売却用に取得したが、購買者が見つからないため」、「賃貸経営用に取得したが、賃借人がみつからないため」といった運用面で課題のある回答も約1割ある。

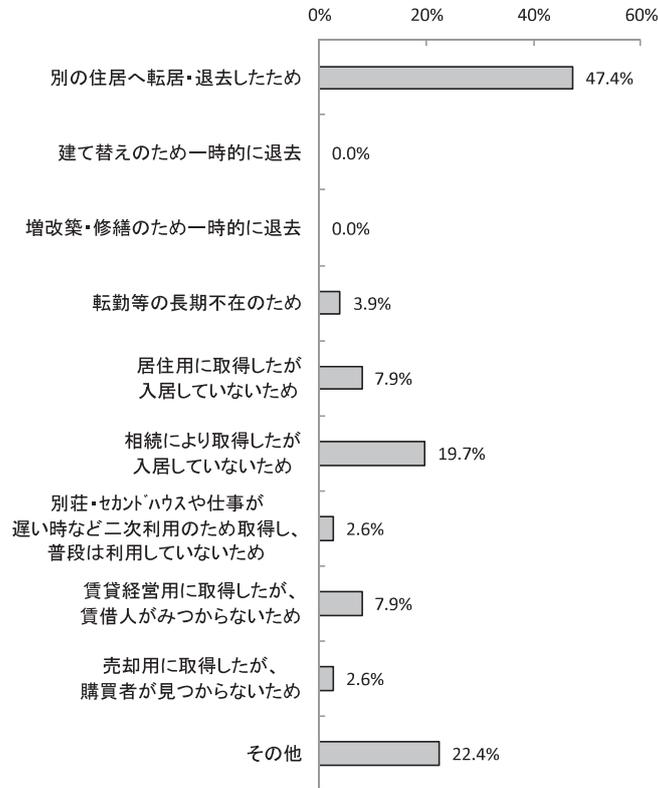


図 空き家化の理由 (n=76)

オ 今後5年間の空き家の活用意向

- 「現在と同じ利用方法を継続したい」という回答が約半数と高い。このうち空き家の利用形態をみると、「長期不在などその他の空き家」が約4割を占めている。

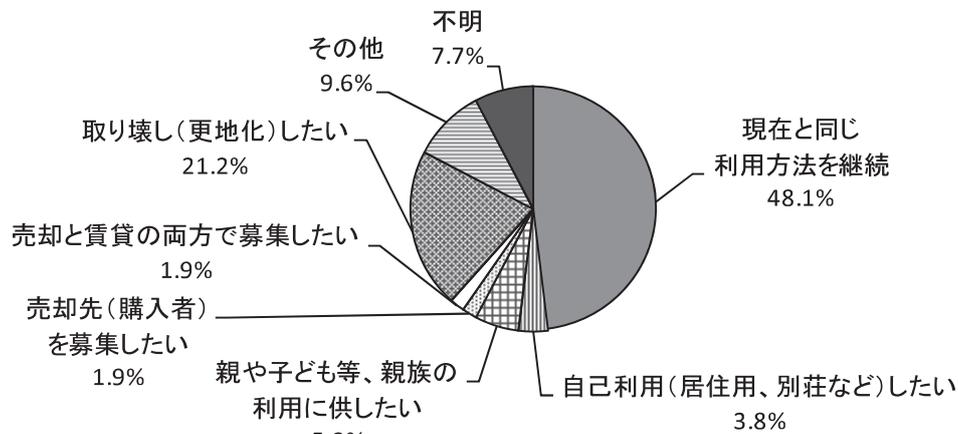


図 今後5年間の空き家の活用意向 (n=52)

(3) 市町における空き家問題の発生状況

平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月に、市町に対する空き家実態調査を実施した結果から、市町では次のような空き家問題が発生していることがわかった。

ア 空き家問題にかかる具体的事案

- 「事故の発生」に関しては、「著しく破損、腐食等が生じている空き家が周辺の良い景観を害している」と回答した 15 市町 (36.6%) と最も多く、ついで、「強風等による空き家の屋根や外壁材等の落下、飛散事故が発生」が 12 市町 (29.3%) となっている。このほか、老朽化による倒壊事故、放火などによる火災や延焼事故などが発生している。
- 市町に寄せられる空き家に関する相談としては、「空き家敷地内の雑草繁茂、樹木の越境に対する住民からの相談が増加」が 20 市町 (48.8%)、「空き家があると不安など、空き家に関連する住民からの相談が増加」が 20 市町 (48.8%)、「事故の発生を懸念した住民からの相談が増加」が 19 市町 (46.3%) となっている。

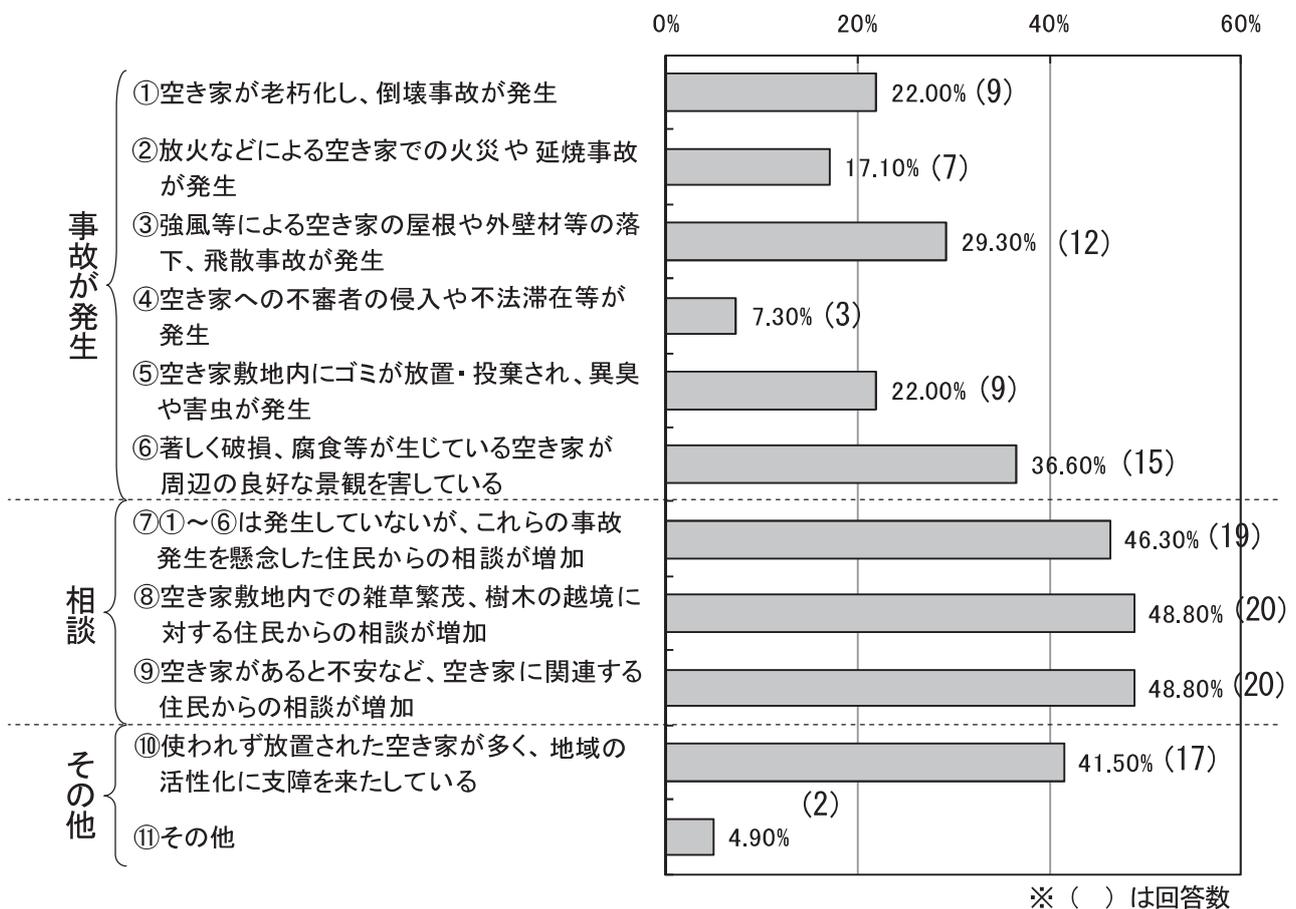


図 空き家問題の具体的事案

イ 管理不全空き家等の主な発生要因

- 事故の発生や相談増加の原因となる管理不全空き家等の主な発生要因について、28 市町(68.3%)が「居住者の死亡や相続人不存在による管理不全」、「所有者が遠方居住等により定期的な管理ができず、管理不全」を挙げている。
- この他、19 市町 (46.3%) が「所有者が補修や解体費用を負担できないなど、経済的理由により管理不全」、15 市町 (36.6%) が「他地域への住み替え、子ども宅や高齢者施設等への転居による管理不全」を発生要因と考えている。

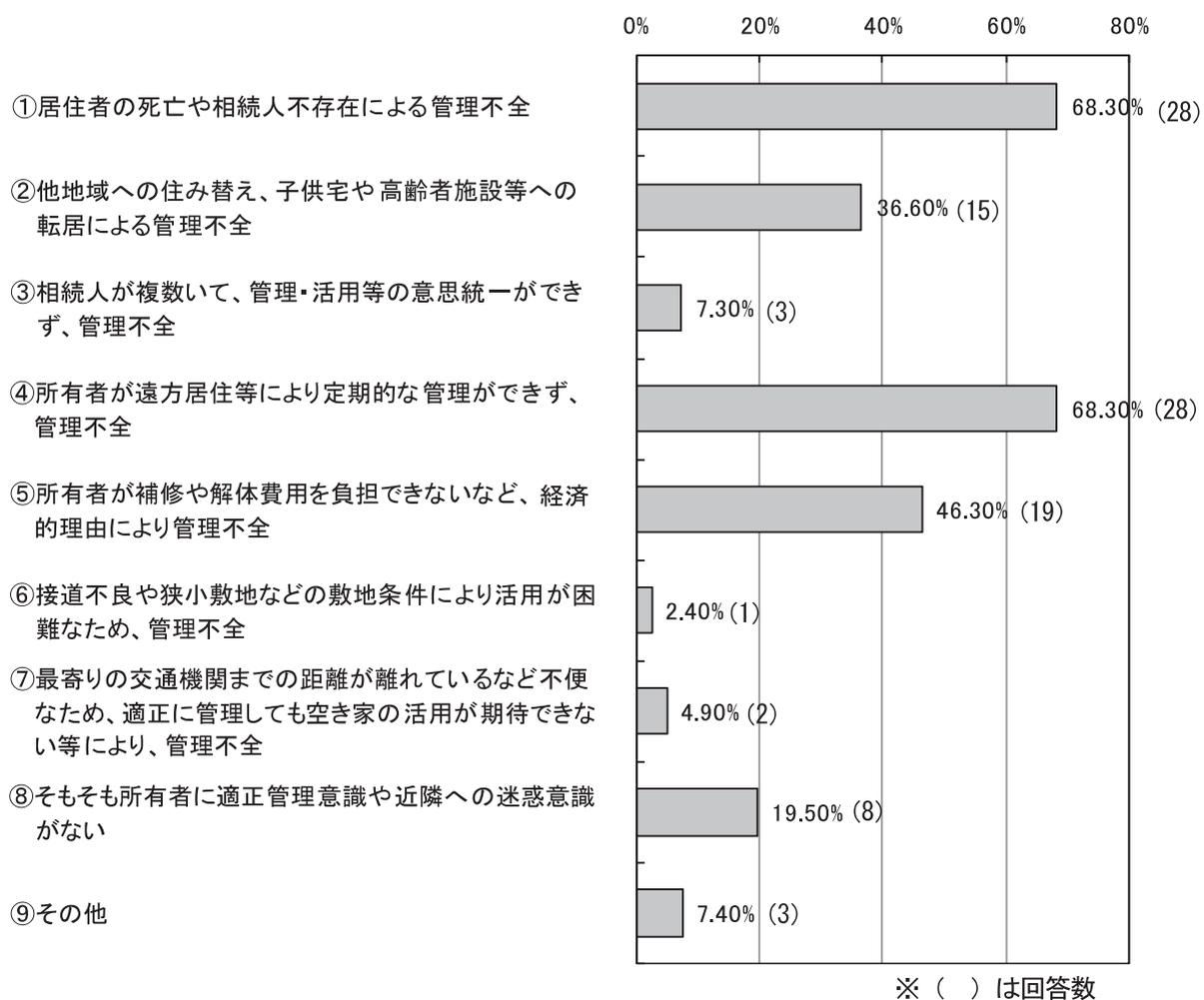


図 事故の発生や相談増加の原因となる管理不全空き家等の主な発生要因

ウ 事故の発生や相談が増加している地域

- 事故や発生や相談が増加している地域として、「農山村集落」については22市町(53.7%)が回答、「密集市街地」については17市町(19.5%)が回答している。

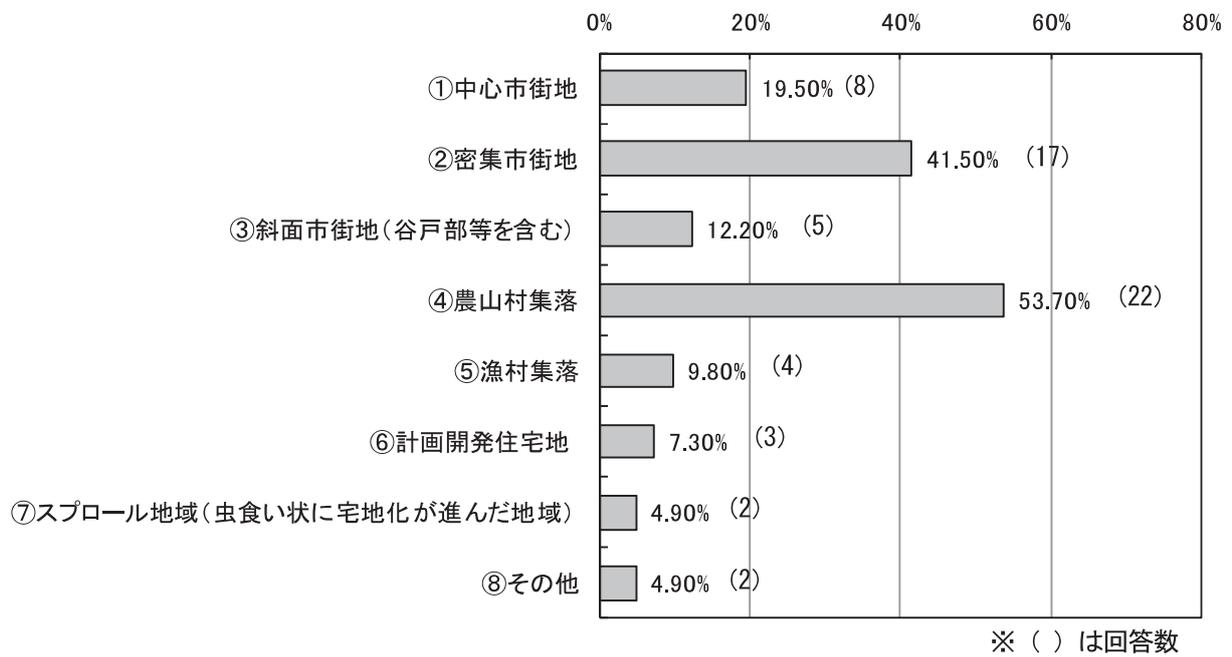


図 事故の発生や相談が増加している地域の特徴

2 空き家対策における基本的な考え方

(1) 空き家の分類と検討対象とする空き家

「空き家」は、住宅・土地統計調査において二次的住宅をはじめとする以下の5つに分類されている。

本協議会では、住宅ストックの13.3%を占める空き家のうち、二次的住宅、賃貸用や売却用を除く、有効活用がされていない、見込めない、また、適切な維持管理が困難と考えられる「その他の空き家」(4.9%)を検討の対象とする。

分類	内容
二次的住宅 (別荘)	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅をいう。
二次的住宅 (その他)	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅をいう。
空き家 (賃貸用)	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅をいう。
空き家 (売却用)	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅をいう。
空き家 (その他)	上記以外で、人が住んでいない住宅をいう。例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅。

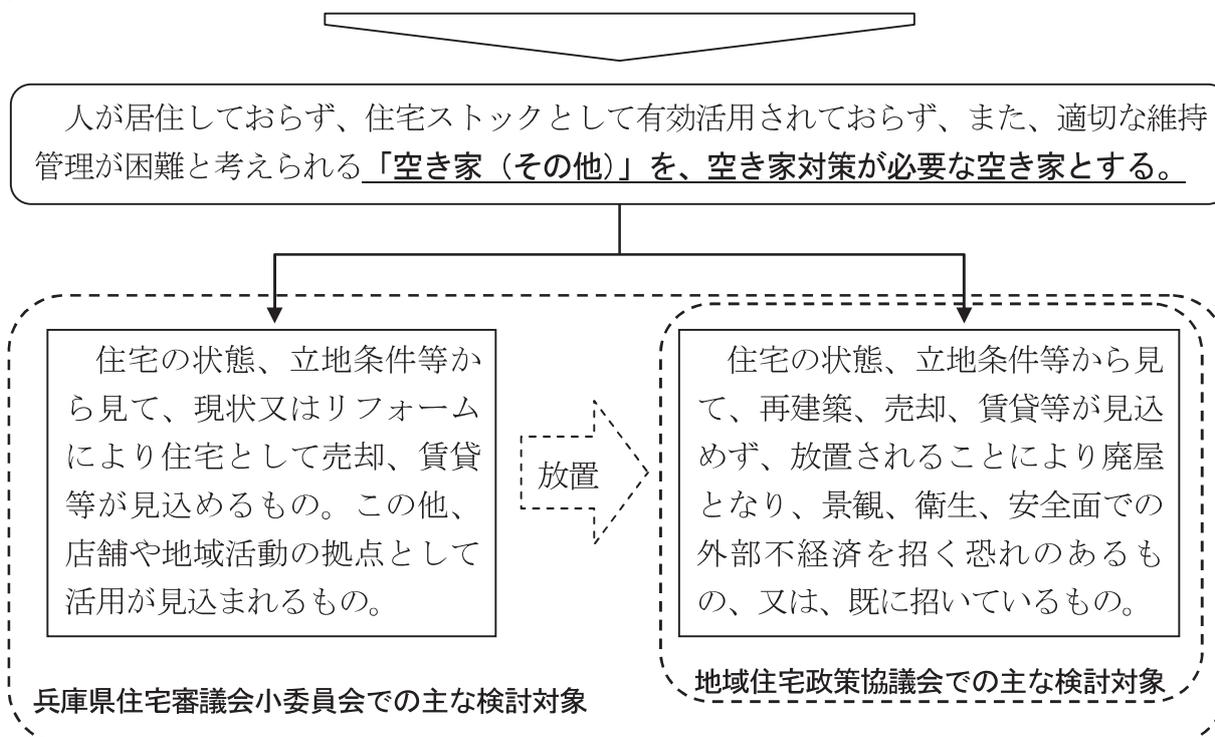


図 空き家の分類と対策が必要な空き家

(2) 空き家対策に関する県と市町の役割分担

空き家対策は、基本的には、住民と直接関わりをもつ市町が実施するものと考えられ、市町は、空き家の実態把握や条例等に基づく適切な維持管理に向けた指導等の施策を行う必要がある。県は、広域的な見地から、空き家対策の方向性の提示や市町への情報提供等の取組を行う。

また、空き家所有者等への支援や関係法令に基づく指導等については、県と市町が協力して実施する。

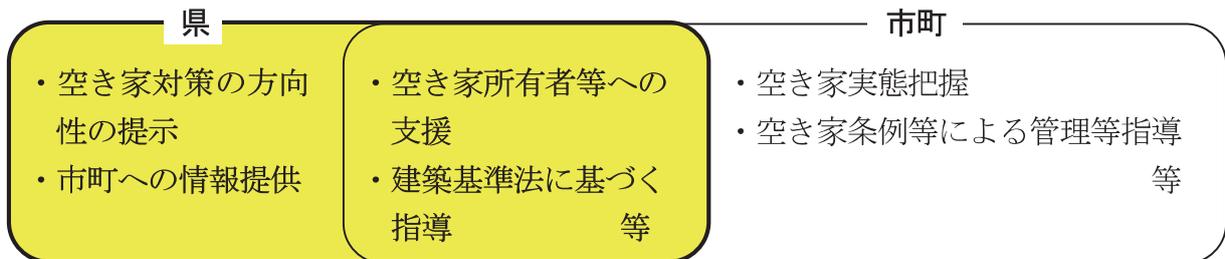


図 空き家対策に関する県と市町の役割分担

(3) 空き家対策の分類

空き家対策は、兵庫県住宅審議会では「中古住宅流通」、「空き家活用」、「適正管理・除却」に分類して検討を進め、地域住宅政策協議会では、市町で特に課題となっている適正管理・除却対策を中心に検討を行った。

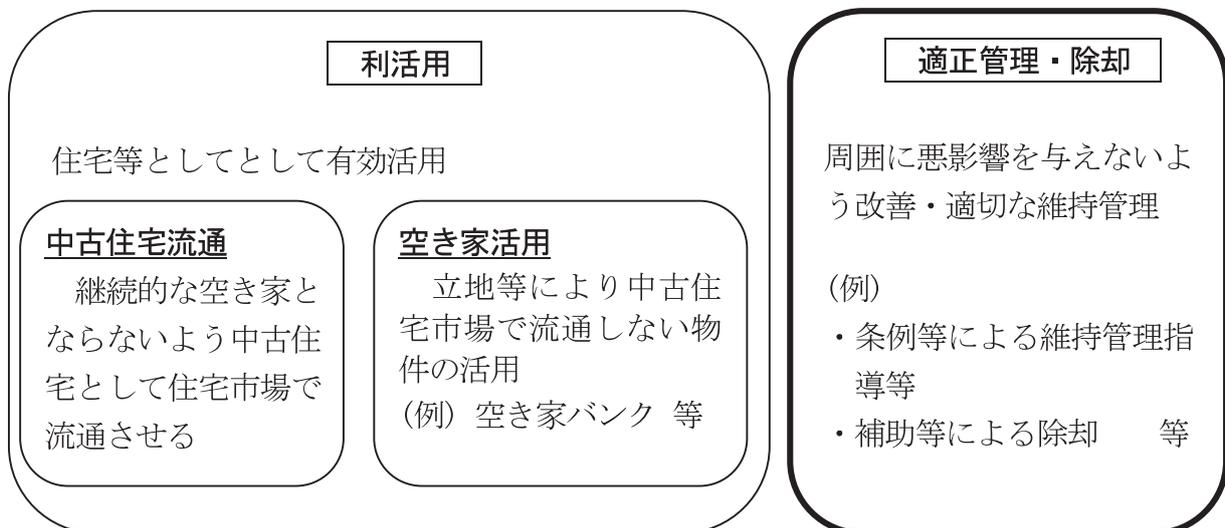


図 空き家対策の分類

(4) 空き家対策検討の流れ

兵庫県住宅審議会と地域住宅政策協議会において、下表のとおり検討を進めた。

	住宅審議会	地域住宅政策協議会
平成 24 年度	■ 第1回 住宅審議会 5/28 ○ 会長・副会長の選任について ○ 兵庫県における空き家の実態把握 ○ 今後の検討の進め方	◆ 総会 6/22 ○ 総会・会長表彰 ○ 部会の設置について（空き家対策検討） ○ 報告会（明舞団地再生の取組）
	□ 第1回 小委員会 8/20 ○ 空き家対策の現状と課題 ○ 今後の検討の方向性	◇ 第1回 部会 7/13 ○ 兵庫県における空き家の実態把握 ○ 各市町における空き家の増加に伴う課題と取組の状況 等
	□ 第2回 小委員会 12/25 ○ 中古住宅流通と空き家活用 ・中古住宅流通の現状と取組事例 ・空き家活用の現状と取組事例 ○ 適正管理・除却 ・空き家の適正管理・除却に向けた検討状況 ○ 今後の検討の方向性	◇ 第2回 部会 9/19 ○ 課題整理の共通認識 ○ 県景観条例改正の方向性説明(条例・基金) ○ 県内先進事例の紹介(その1) (相生市、三木市)
		◇ 第3回 部会 11/2 ○ 県内先進事例の紹介(その2) (姫路市、小野市、加古川市、神戸市)
	■ 第2回 住宅審議会 1/18 県営住宅について審議	◇ 現地調査 11月 ○ 長崎市、越前町、大仙市、足立区 他
	◆ 講演会 2/1 ○ 空き家対策にかかる講演 ○ 県内空き家対策事例・部会現地調査の報告	
平成 25 年度	□ 第1回 小委員会 5/24 ○ 平成24年度小委員会での取組状況の確認 ○ 事例からみた成功要因と課題の整理 ・中古住宅流通活性化の取組事例 ・空き家活用の取組事例 ○ 地域住宅政策協議会での取組状況の報告 ○ 提言報告に向けた今後の取組の方向性の検討	◆ 総会 7/4 ○ 総会 ○ 会長表彰 ○ 中間報告 ・平成24年度部会での取組状況の報告 ○ 講演会
	■ 第1回 住宅審議会 7/22 ○ 空き家対策検討小委員会 中間報告 ・小委員会での検討状況 ・提言報告骨子(案)の検討 ○ 地域住宅政策協議会での取組状況の報告	◇ 第1回 部会 8/29 ○ 事例からみた成功要因と課題の整理 ・空き家の実態調査 ・所有者の特定方法と手順 ・既存法令の活用 ・条例・独自補助制度等による対応 ・適正管理・除却に関する標準条例案の検討 等 ○ 空き家対策(適正管理・除却)の方向性の整理
	■ 第2回 住宅審議会 10/4 (○県営住宅にかかる小委員会設置について) ○空き家の現状に関する市町報告会	◇ ワーキンググループによる検討会 10/11 ○ 空き家対策ガイドライン(案)個別検討
	□ 第2回 小委員会 12/20 ○ 提言報告書(案)の検討 ○ 地域住宅政策協議会での取組状況の報告 ・空き家対策ガイドライン(案)	◇ 第2回 部会 11/28 ○ ワーキンググループによる報告会 ○ 今後も検討が必要な課題 ○ 空き家対策ガイドライン(案)検討
	■ 第3回 住宅審議会 1/30 ○ 提言報告書(案)の検討	◆ 報告会 2/12 ○ 空き家対策ガイドライン 最終報告

3 県内市町の空き家の適正管理に向けた取組状況

(1) 市町の空き家対策に関するアンケート結果（平成25年9月19日配布、10月4日回収）

ア 市町における空き家対策について、必要であると認識しているか。

項目	回答数
必要であると認識している	41
特に必要でないと考えている	0

イ 現時点で空き家対策として、どのような取組をしているか。

項目	回答数	回答市町
空き家対策に関する条例を制定済 景観 (3)・安全 (7)・環境 (7)・その他 (0)	8	神戸市、洲本市、相生市、 三木市、小野市、加西市、 養父市、加東市
空き家対策に関する要綱を制定済 景観 (1)・安全 (2)・環境 (2)・その他 (1)	2	加古川市、淡路市
空き家対策に関する補助制度を制定済 景観 (2)・安全 (6)・環境 (4)・その他 (0)	7	神戸市、姫路市、小野市、 加西市、淡路市、 たつの市、多可町
現在、空き家対策に関する条例の制定を検討中 景観 (2)・安全 (7)・環境 (6)・その他 (1)	12	
現在、空き家対策に関する要綱の制定を検討中 景観 (0)・安全 (0)・環境 (0)・その他 (0)	2	
現在、空き家対策に関する補助制度の制定を検討中 景観 (1)・安全 (4)・環境 (3)・その他 (2)	5	
空き家の実態把握調査を実施した	11	
現在、空き家の実態把握調査を実施している	5	
空き家の実態調査を検討している	5	
空き家対策全般について検討している	19	
その他	6	

■条例、要綱を制定している場合の指導実績について

・条例

年度	指導等	勧告	その他
21 以前	—	—	—
22	1 市町：6 件	—	—
23	1 市町：11 件	—	—
24	2 市町：70 件	1 市町：3 件	—
25 (8月未現在)	5 市町：25 件	1 市町：4 件	1 市町：3 件 (応急的危険回避措置)

・要綱

年度	指導等	勧告	その他
21 以前	—	—	—
22	—	—	—
23	1 市町：14 件	—	—
24	1 市町：34 件	—	—
25 (8 月末現在)	1 市町：44 件	—	—

ウ 今後の空き家対策を考えた場合、どのような取組が必要であるとするか。

項 目	回答数
空き家の実態把握調査	24
景観上の支障となる空き家に関する条例・要綱等の制定	10
周辺の安全上支障となる空き家に関する条例・要綱等の制定	25
防犯や衛生等住環境の支障となる空き家に関する条例・要綱等の制定	22
景観上の支障となる空き家の除却・補修費への助成事業	7
周辺の安全上支障となる空き家の除却・補修費への助成事業	21
防犯や衛生等住環境の支障となる空き家の除却・補修費への助成事業	17
その他	7

エ 除却や補修等への支援を考えた場合、どのような助成が良いとするか。

項 目	回答数
所有者が実施する空き家の除却・補修工事に要する費用の <u>一部の補助</u>	24
所有者が実施する空き家の <u>除却工事に加え</u> 、権利整理、放置物品の処分の経費の全部又は <u>一部の補助</u>	4
空き家の権利移転を受けた <u>周辺住民団体（自治会等）が実施する</u> 空き家の除却・補修工事に要する費用の <u>一部の補助</u>	13
既に支援を行っている	4
その他	9

オ 空き家対策に関する取組を実施していく場合の財政措置の状況について

項目	回答数
基礎自治体の課題であるので市町単独の財政措置を行える（単費）	1
社会資本整備総合交付金等の他財源を活用した取組については、財政措置を行うことができる（国補助金等の活用）	9
空き家対策に係る取組は重要であるが、なかなか財政措置ができない	26
既に財政措置を行っている	3
その他	2

カ 空き家問題にかかる住民等からの相談件数について

年度	相談の種類				合計※
	景観	周辺の安全	防犯や衛生等 住環境	その他	
21 以前	2 市町： 11 件	6 市町： 132 件	5 市町： 57 件	1 市町： 6 件	296 件
22	—	9 市町： 56 件	4 市町： 26 件	1 市町： 1 件	98 件
23	2 市町： 3 件	9 市町： 53 件	7 市町： 59 件	2 市町： 10 件	129 件
24	—	12 市町： 117 件	9 市町： 209 件	3 市町： 13 件	376 件
25 (8月末現在)	4 市町： 7 件	14 市町： 126 件	10 市町： 94 件	4 市町： 11 件	254 件

※相談件数について把握できていないのは 20 市町

※相談が過去に無かったのは 2 市町

※合計には、上記の相談種別ごとの相談数は把握していないが、空き家に関する相談数を把握している市町の相談数を合算している。

キ 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置について

項 目	回答数
空き家を除却した場合の固定資産税課税標準の特例適用外が、空き家の除却を促進する上で妨げとなっていると思う	31
空き家を除却した場合の固定資産税課税標準の特例適用外が、空き家の除却を促進する上で妨げとなっていないと思わない	3
独自で固定資産税の特例措置を設けている	0
固定資産税の特例措置を設けていない	19
住民等から固定資産税の特例措置が適用外となることで除却の妨げになっているという相談があった	8

ク 空き家対策として、国や県等からどのような支援があればいいと考えるか。

項 目	回答数
空き家の実態把握調査に対する補助	22
空き家の除却・補修工事等に対する補助	32
空き家対策に係る条例や要綱制定等に向けた技術的な助言	20
空き家対策にかかる情報提供	22
空き家除却を促すための固定資産税特例措置の創設	22
空き家対策に係る法整備	25
その他	4

(2) 県下市町の空き家の再生・活用にかかる取組

ア 空き家バンクの実施

県内 14 市 6 町において、空き家・空き地所有者等と利用希望者のマッチングを図るため、空き家・空き地情報を集積し、情報を提供する「空き家バンク」が実施されている。

表 県内市町の空き家バンク（平成 25 年 11 月時点）

市町名	開始年度	施策名	実績※ ¹
洲本市	H25	洲本市空き家バンク	登録なし
豊岡市	H21	空き家バンク	成約実績 H22 : 6 件, H23 : 6 件
加古川市	H21	田園まちづくり地域における「空き家・空き地」情報	登録 19 件
赤穂市	H19	赤穂市空き家情報バンク	登録 6 件
宝塚市	H22	宝塚市空き家住宅情報システム	登録 3 件
三木市	H22	三木市空き家バンク制度	登録 8 件
小野市	H25	小野市空き家バンク制度	登録なし
加西市	H20	加西市空き家・空き地農地バンク	登録 14 件
篠山市	H21	篠山市空き家情報登録制度「空き家バンク」	成約実績 6 件
養父市	H22	養父市空き家情報登録制度「空き家バンク」	登録 25 件
南あわじ市	H20	南あわじ空き家バンク	登録なし
淡路市	H18	淡路市の土地・物件情報	登録 7 件
宍粟市	H21	宍粟市空き家バンク	登録 4 件
加東市	H25	加東市空き家等情報登録制度	登録なし
多可町	H17	多可町空き家等情報バンク	登録 3 件
市川町	H22	市川町空き家等情報登録制度	登録なし
神河町	H18	神河町空き家・空き土地バンク事業	成約実績 64 件
上郡町	H25	上郡町空き家情報登録制度「空き家バンク」	登録 14 件、うち成約 6 件
佐用町	H21	空き家情報システム台帳整備	※ ²
香美町	H17	空き家の情報提供	登録 5 件

※¹ : 空き家バンクの実績は主に現在の登録件数を記載している

※² : 空き家すべてを悉皆調査し、管理者との連絡をとり、必要な情報を収集し台帳に随時記入中

イ 空き家再生関連制度

現在、主に地域活性化の観点から、空き家を市町外からの転入者用住宅や宿泊・交流施設等として再生する事業が、県内3市1町で行われている。

表 県内市町の空き家再生関連制度（平成25年11月時点）

市町名	開始年度	施策名	施策の概要	実績
篠山市	H22	空き家活用事業補助事業	市が所有又は管理する空き家等を宿泊施設、交流施設等として再生しようとする自治会等に対し、空き家の移転、増築、改築等に要する費用や空き家の除去に要する費用の一部を補助。	H22：2件 H23：1件
南あわじ市	H24	沼島の恵みと歴史をいかしたブルー・エコツーリズム推進事業(空き家改修整備)	沼島の旧商店街を中心に、活用できる空き家を改修し、土産物の加工・直売所のほか、観光客や島民が憩えるカフェ及びレストラン、漁民宿泊所、沼島の郷土資料館設置などを推進。	—
朝来市	H19	朝来市空家活用促進事業	空き家の購入・転入者、空き家を転入者に賃貸する所有者に対し、建物の改修費用や除去経費の一部を補助。	H19：2件 H20：2件 H21：1件 H22：3件 H23：4件
神河町	H22	神河町空き家等利活用再生補助事業	空き家・空き店舗などを改修・再生して、農家レストラン、農家民宿等の交流事業や宿泊事業などをしようとする個人・法人に対して、改修費を支援。	H22：1件 H23：2件

(3) 県内市町条例

ア 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 25 年 7 月 1 日改正）抜粋

（用語の定義）

第 55 条 この節において「危険な状態」とは、所有者等による建築物の維持保全が適正に行われず、当該建築物が倒壊し、当該建築物の部材が飛散し、その他当該建築物の破損に伴う事故が発生し、又はそのおそれがあることにより、保安上危険となるおそれがある状態をいう。

（所有者等の義務）

第 56 条 所有者等は、老朽化その他の事情により建築物が危険な状態にならないように、自らの責任及び負担において、必要な措置をとらなければならない。

（指導、助言及び勧告）

第 57 条 市長は、建築物が危険な状態にあると認める場合は、所有者等に対し、前条の規定に基づきとらなければならない措置について、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の場合においてその保安上危険となるおそれが特に著しい状態にあると認めるときは、所有者等に対し、相当の期限を定めて前条の規定に基づく必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公表）

第 58 条 市長は、前条第 2 項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

- (1) 勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告に係る建築物の所在地
- (3) 勧告によりとるべきものとされた必要な措置の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（技術的援助等）

第 59 条 市長は、所有者等が第 57 条第 1 項の指導若しくは助言又は同条第 2 項の勧告に従って第 56 条に規定する措置をとる場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

（土地の所有者、管理者又は占有者への協力要請）

第 60 条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確知することができないときは、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 所有者等を確知するための情報の提供
- (2) 当該建築物の敷地についての保安の確保
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

（応急的危険回避措置）

第 61 条 市長は、危険な状態にある建築物について所有者等を確認することができない場合において、市民の生命、身体又は財産へ危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該建築物に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった後所有者等を確認することができたときは、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができる。

(立入調査等)

第 62 条 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 所有者等による建築物の維持保全の状況を確認するため又は所有者等を確認するために必要な調査を行うこと。
 - (2) 所有者等に対し、建築物に関する報告を求めること。
 - (3) 市の職員に、危険な状態にある建築物及びその敷地に立ち入り、当該建築物が市民の生命、身体又は財産に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させること。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項第 3 号の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項第 3 号の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表に係る準用)

第 63 条 第 58 条の規定は、法第 10 条第 1 項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合について準用する。

(技術的援助等に係る準用)

第 64 条 第 59 条の規定は、所有者等が法第 10 条第 1 項の勧告に従ってその勧告に係る措置をとる場合について準用する。

(関係機関等との連携)

第 65 条 市長は、この節の規定及び法第 10 条の規定を施行するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、所有者等を確認するための情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。この場合において、第 5 号の情報を提供するときは、第 62 条第 3 項の規定の趣旨を尊重しなければならない。

- (1) 第 57 条第 1 項の規定による指導又は助言の内容
 - (2) 第 57 条第 2 項又は法第 10 条第 1 項の規定による勧告の内容
 - (3) 第 62 条第 1 項第 1 号の規定による調査の結果
 - (4) 第 62 条第 1 項第 2 号の規定による報告の結果
 - (5) 第 62 条第 1 項第 3 号の規定による調査及び質問の結果
- 3 市長は、この節の規定を施行するために必要な限度において、自治会その他の地域団体との連携を図るものとする。この場合において、自治会その他の地域団

体は、市長に対して必要な情報を提供し、及びその他の協力を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

イ 洲本市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年 7 月 1 日施行）

（目的）

第 1 条 この条例は、空き家等が管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び安心して暮らせる安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 市内に所在する建築物及び工作物であつて、人が居住又は使用していない状態のものをいう。
- （2）管理不全な状態 空き家等が、次のいずれかの状態にあるものをいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により、倒壊し、空き家等に用いられた建築資材等が飛散し、又は剥落することによって、当該空き家等の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態
 - イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - ウ 草木等の繁茂、ねずみ、害虫等の発生等により、周辺的生活環境を阻害するおそれのある状態
- （3）所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（所有者等の義務）

第 3 条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

（民事による解決との関係）

第 4 条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

（実態調査）

第 5 条 市長は、空き家等について第 3 条に規定する適正な管理がなされていないと認めるときは、職員にこの条例の施行に必要な限度において、当該空き家等の状態、所有者等その他必要な事項の調査をさせることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（助言、指導及び勧告）

第 6 条 市長は、前条の調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（即時の措置）

第 7 条 市長は、第 5 条の調査により、空き家等が管理不全で急迫した危険な状態であり、前条各項に規定する措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該

危険な状態を回避するために必要かつ最小限度の措置を講ずることができる。

(支援)

第8条 市長は、空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理に必要な支援を行うことができる。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を所管する関係機関に協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

ウ 相生市民の住みよい環境をまもる条例（平成 22 年 3 月 26 日改正）抜粋

第 1 章 総則

第 1 節 通則

（目的）

第 1 条 この条例は、現在及び将来に亘つて相生市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の確保に関する市長、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、市民の安全、かつ、快適な環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もつて市民の良好な環境を確保することを目的とする。

（良好な環境確保の基本理念）

第 2 条 良好な環境の確保は、次の基本理念に従い推進されなければならない。

- (1) 自然の摂理のもとに自然と人間との健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保すること。
- (2) すべての市民が有する健康で文化的な生活を営む権利による適正な制限のもとに、人間環境を構成する土地その他の財産、大気、水、その他のものの合理的利用を図ること。
- (3) 良好な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民へ継承されるよう図ること。
- (4) すべての市民が有する健康で文化的な生活を営む権利の保障は、市長、事業者及び市民すべてがそれぞれの責務を自覚し、あらゆる力をつくしてその実現を図ること。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、安全、かつ、快適な生活を営むことができる人間環境をいう。この場合において人間環境とは、生活環境、自然環境及び文化環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 文化環境 郷土の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体となつて郷土における歴史と文化を具現し、及び形成している土地の状況(以下「歴史的環境」という。)及び文化的遺産並びに文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境をいう。
- (5) 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる良好な環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて人の健康又は快適な生活が阻害されることをいう。
- (6) 工場等 事業活動を行う場所のうち工場、事業所及び作業場をいう。

第2節 市長の責務及び基本的施策

(市長の基本的責務)

第4条 市長は、市民の健康で安全、かつ、快適な生活を確保するため、良好な環境の確保と公害の防止に関する基本的、かつ、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(基本的施策の樹立)

第5条 市長は、良好な環境を確保するため、次の基本的施策を樹立しなければならない。

- (1) 市民の健康で、文化的な生活を確保するための公害の防止及び市民の快適な生活を阻害する要素の排除に必要な施策を樹立し、生活環境の保全に努めること。
- (2) 自然環境の保全に関する基本的な計画を策定するとともに、緑化の推進、環境保護地区の指定、その他自然環境の保全に必要な施策を樹立すること。
- (3) 郷土における歴史的文化的遺産等を保護するとともに、文化環境を保全するために必要な施策を樹立すること。

(環境施設の整備)

第6条 市長は、良好な環境を確保するため、公園、緑地、公共広場、道路等の交通施設、上水道等の供給施設、下水道、廃棄物等の処理施設、その他環境施設の整備に努めなければならない。

(中小企業に対する助成)

第7条 市長は、中小企業者が公害防止のために行う施設の設置、整備等について必要な資金の助成及び技術指導等を行うよう努めなければならない。

(工場等の移転集団化の促進)

第8条 市長は、公害の防止を図るため、工場又は事業所と住宅その他の施設が混在する地域で必要と認めるものについて、その地域以外への移転又は集団化を計画するとともに、用途地域の純化を図るよう努めなければならない。

(開発行為)

第9条 市長は、土地の区画、形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が、自然環境及び文化環境と調和を保つて行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(規制基準)

第10条 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保し、及びこれを維持するために必要な規制基準を定めなければならない。

2 市長は、規制基準を定めるにあつては、相生市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(調査・研究等)

第11条 市長は、環境保全対策に資するため、公害の発生源、発生原因、発生状況並びにその他の環境状況について、常時調査するとともに、必要な研究を行わなければならない。

(苦情の処理)

第 12 条 市長は、公害並びにその他良好な環境の侵害に関する住民の苦情について、関係行政機関と協力して迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。
(知識の普及等)

第 13 条 市長は、良好な環境確保に関する市民の意識を高めるため、知識の普及に努めなければならない。

第 3 節 事業者の責務

(公害防止の基本的責務)

第 14 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を発生させてはならない。

2 事業者は、その事業活動により発生させるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭(以下「ばい煙等」という。)等の量が法令等に適合する場合においても、快適な生活環境を確保するため、施設の整備等を行い、その量の減少に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動によつて生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、二次的公害が発生しないよう努めなければならない。

(協力義務)

第 15 条 事業者は、市長その他の行政機関が実施する環境保全対策に関する施策に協力しなければならない。

(屋外作業の制限)

第 16 条 事業者は、屋外で生活環境に障害を及ぼすばい煙等を発生させる作業をしてはならない。ただし、やむを得ずこれらの作業をする場合は、あらかじめ市長に届出なければならない。

第 4 節 市民の責務

(基本的責務)

第 17 条 市民は、常に公害を発生させることのないよう努めるとともに、地域の良好な環境を確保するよう努めなければならない。

2 市民は、すすんで自然の動植物を愛護し、自然環境を保全するとともに、緑豊かな都市の実現に努めなければならない。

3 市民は、郷土の文化的遺産等を尊重し、人間性豊かな文化を創造するとともに、発展させうる環境を育てるよう努めなければならない。

(協力義務)

第 18 条 市民は、公害の発生状況及び良好な環境の侵害の状況について通報するとともに、市長その他の行政機関が実施する環境保全の施策に協力しなければならない。

第 4 節 空地及び空家の管理(章名改正〔平成 22 年 3 月 26 日〕)

(空地及び空家の管理者の義務)

第 34 条 空地の所有者又は占有者(以下「空地の管理者」という。)は、その空地に繁茂した雑草、枯草又は投棄された廃棄物を除去し、及びその空地への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、その空地の近隣住民の生活環境を害しないよう空地を適正に管理しなければならない。

- 2 空地の管理者は、空地を物置場、駐車場として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物により当該空地の近隣住民の身体又は生活環境に危害をおよぼすおそれのないようその物又は空地を適正に管理しなければならない。
- 3 空家の所有者又は占有者(以下「空家の管理者」という。)は、空家への廃棄物の不法投棄の誘発、犯罪、災害、病虫害等の発生を防止する措置を講ずる等、その空家の近隣住民の身体又は生活環境に危険をおよぼすおそれのないよう空家を適正に管理しなければならない。

(一部改正〔平成 22 年 3 月 26 日〕)

(勧告等)

第 35 条 市長は、空地の管理者が前条第 1 項の規定に違反して、近隣住民の生活環境を著しく害していると認めるとき又は前条第 2 項の規定に違反してその空地の近隣住民の身体に危険をおよぼすおそれがあると認めるときは、空地の管理者に対し雑草又は物等の除去、その他環境保全上及び身体の危険防止のために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

- 2 市長は、空家の管理者が前条第 3 項の規定に違反して、空家の近隣住民の身体又は生活環境に危険をおよぼすおそれがあると認めるときは、空家の管理者に対して空家を適正に管理するよう勧告することができる。

(一部改正〔平成 22 年 3 月 26 日〕)

エ 三木市空き家等の適正管理に関する条例(平成 25 年 4 月 1 日改正)

(目的)

第1条 この条例は、市内における管理不全な状態となった空き家等に起因する景観及び住環境の悪化を防止することにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 倒壊や建築材等の飛散のおそれのある危険な状態、不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝若しくは除草が必要な状態をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する建物その他の工作物若しくはその敷地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、管理不全な状態となった空き家等に起因する景観及び住環境の悪化を防止するために、必要な施策を実施しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その所有し、又は管理する建物その他の工作物を適正に管理するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 空き家等の所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木及び敷地の適正な管理を行わなければならない。

- 2 空き家等の所有者等は、当該空き家等を第三者に売却し、若しくは賃貸し、又は店舗、地域交流拠点等として整備することにより有効活用するよう努めるものとする。

(空き家等の情報提供)

第7条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第8条 市長は、前条の規定による情報提供があつたとき又は第6条第1項に規定する管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(官公署等に対する資料の要求)

第9条 市長は、空き家等の所有者等を特定するために必要があると認めるときは、官公署その他の関係団体に対し、当該所有者等の氏名及び住所その他の事項について必要な資料の閲覧又は提供を求めることができる。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、第8条の実態調査(以下「実態調査」という。)により、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき又は管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導を行うことができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が適正に管理されていないときは、所有者等に対し、環境の保全等に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(助成)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が前条第1項の指導(以下「指導」という。)又は同条第2項の勧告(以下「勧告」という。)に従って措置を講ずる場合は、当該所有者等に対し、別に定めるところにより当該措置に要する費用の一部を助成することができる。

(命令)

第12条 市長は、空き家等の所有者等が勧告に応じないとき又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて環境の保全等に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令(以下「命令」という。)を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に弁明の機会を事前に与えなければならない。

(行政代執行)

第14条 市長は、命令を受けた所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定による代執行の対象となる空き家等であつて、建物その他

の工作物(以下「建物等」という。)に倒壊の危険が切迫していると認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、法の定めるところにより、自ら当該建物等の除却をし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

- (1) 当該建物等の倒壊により人の生命、身体又は財産が侵害されることが明らかであると認められるとき。
- (2) 当該建物等の倒壊により道路、河川、公園その他の公共施設の機能が著しく侵害されることが明らかであると認められるとき。

(危険予防措置)

第15条 市長は、空き家等が著しく管理不全な状態であつて、当該空き家等の所有者等の特定に至っていない場合で、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められる場合において、危険を緊急に回避するため、指導、勧告、命令又は前条の規定による代執行を行う時間的余裕がないと認められるときは、原状回復が可能な範囲において必要な措置を講ずることができる。

(協力要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署長等の実態調査、指導、勧告、命令、第13条第1項の規定による公表、第14条の規定による代執行及び前条の規定による措置に係る情報を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

オ 小野市空き家等の適正管理に関する条例(平成 25 年 1 月 1 日施行)

(目的)

第 1 条 この条例は、市内における空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するとともに、管理不全な状態となった空き家等（以下「廃屋」という。）に対する適正な処理を行うことについて必要な事項を定め、もって良好な生活環境の保全並びに市民生活の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する住宅、事務所等の建物（当該建物の敷地内に存する門、塀等の工作物を含む。）であって現に人が居住又は利用していない状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等の屋根、壁、支柱等の主要な部分が破損、腐食等していることにより、通常の居住又は利用に耐えられない状態であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 台風等の自然災害により倒壊する危険又は当該空き家等に用いられた瓦その他の建築資材が飛散する危険にさらされている状態
 - イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 雑草が繁茂し、廃棄物の不法投棄場所、野犬野良猫の住家又は病害虫若しくは悪臭の発生場所になる等周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者 市内に所在する空き家等の所有権を有する者又は管理をする者をいう。

(空き家等の管理)

第 3 条 空き家等の所有者は、空き家等が、管理不全な状態にならないよう、常に空き家等を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、空き家等の所有者に対し、その所有者の空き家等が管理不全な状態になってしまわないように、空き家等の有効活用に必要な指導又は支援を行うことができる。

(自治会からの情報提供)

第 4 条 市民は、空き家等が不適正な管理により管理不全な状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼしていると認めた場合は、地域の自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）を通じて、市長に対し、その旨の情報を提供するものとする。

(実態調査)

第 5 条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けた場合は、速やかに、当該空き家等に係る状態を把握するため、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に次に掲げる行為を行わせることができる。

- (1) 情報の提供があった空き家等に立ち入り、当該空き家等の状況を調査する

こと。

(2) 所有者及び関係者から必要な報告を求め、又は事情を聴取すること。

2 前項の場合において、指定された職員は、その身分を証する証明書を携帯し、所有者又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査協力依頼)

第6条 市長は、前条第1項に規定する実態調査（以下「実態調査」という。）を行うため、空き家等に係る登記名義人その他所有者を調査し、必要な限度において官公署その他の関係団体に必要な調査協力を求めることができる。

(廃屋の認定)

第7条 市長は、実態調査を行った結果、明らかに廃屋と認められる場合は、当該空き家等を廃屋と認定し、廃屋認定リストに掲載するものとする。

2 前項において廃屋の認定までには至らなかった場合は、当該管理不十分な所有者に対し、市長は、管理方法の改善等の措置を講ずるよう指導するものとする。

(廃屋跡地の有効活用)

第8条 自治会が前条第1項の規定により認定された廃屋の所有者の同意を得て、当該廃屋の撤去を行いその跡地を地域の広場その他地域の交流活動の場として活用する事業計画を提案した場合には、市長はその自治会に対して当該廃屋の撤去に要する費用の一部について補助金の交付を行うことができる。

2 市長は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。）内に存する前条第1項の規定により認定された廃屋の所有者から、当該廃屋の跡地利用に係る申出があった場合において、その廃屋の跡地を防災上又は公益上有効に活用できると特に認めるときは、当該廃屋の撤去を行い、跡地の整備管理を行うことができる。

(廃屋の所有者に対する指導)

第9条 市長は、自治会からの要請に基づき、第7条第1項の規定により認定された廃屋の所有者に対し、管理方法の改善その他撤去を含む必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の規定による指導にもかかわらず、当該廃屋に係る適正な管理がなされないときは、その廃屋の所有者に対し、相当の期限を定め、除却、修繕その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、相当の期限を定め、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく、その命令に従わない場合は、小野市公告式条例（昭和29年小野市条例第3号）第2条第2項に規定する小野市役所掲示場に掲示する方法及び広報への掲載その他の方法により、次に掲げる事項の公表を行うことができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在

地、名称及び代表者の氏名)

- (2) 命令の対象である廃屋の所在地及び現況写真
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、事前に当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(行政代執行)

第13条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が、なお、当該命令に従わず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らその義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を命令の対象者から徴収することができる。

(危険予防措置)

第14条 市長は、第9条から第11条までの規定による措置を命ぜられるべき者を過失なく確知することができず、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認めるとき、又は急迫した現在の危険を避けるため第9条から第11条までの規定及び前条の規定による措置をとる暇がないと認めるときは、立入禁止看板の設置その他原状回復が可能な範囲において必要な措置を講ずることができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第15条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、空き家等の適正管理に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

カ 加西市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年 10 月 1 日施行）

（目的）

第 1 条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 倒壊や建築材等の飛散のおそれのある危険な状態、不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態又は敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝若しくは除草が必要な状態をいう。
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

（所有者等の責務）

第 3 条 空き家等の所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木及び敷地の適正な管理を行わなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、管理不全な状態となった空き家等に起因する住環境の悪化を防止するために、必要な施策を実施しなければならない。

（市民等の責務）

第 5 条 市民等は、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（空き家等の情報提供）

第 6 条 市民等は、空き家等が不適正な管理により管理不全な状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼしていると認めた場合は、所在地の自治会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）を通じて、市長に対し、その旨の情報を提供するものとする。

（実態調査）

第 7 条 市長は、前条の規定による情報提供があつたとき、又は第 3 条に規定する管理が行われていない空き家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、所有者等及び関係者から必要な報告を求め、又は指定した職員に、必要と認める場所への立入調査若しくは所有者等及び関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調査のため必要があるときは、加西市個人情報保護条例（平成17年加西市条例第2号）第12条第2項第2号の規定により個人情報を自ら利用し、又は他の自治体等に対し個人情報の提供を求めることができる。

（老朽危険空き家の認定）

第8条 市長は、前条の実態調査を行った結果、明らかに管理不全な状態と認められる場合は、当該空き家等を老朽危険空き家と認定し、実態調査の結果を、情報提供を行った自治会に対し通知するものとする。

2 市長は、前項において老朽危険空き家の認定まで至らなかった場合は、当該所有者等に対し、管理方法の改善等の措置を講じるよう指導するものとする。

（指導及び勧告）

第9条 市長は、前条第1項の規定により、老朽危険空き家と認定したときは、当該所有者等に対し、撤去を含む必要な措置について指導を行うことができる。

2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が適正に管理されていないときは、所有者等に対し、履行期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第10条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地及び現況写真

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に弁明の機会を事前に与えなければならない。

（行政代執行）

第12条 市長は、第10条の規定による命令を受けた者が、なお、当該命令に従わず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らその義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を命令の対象者から徴収することができる。

（緊急措置）

第13条 市長は、空き家等の危険な状態が切迫している場合であつて、その所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置

(以下「緊急措置」という。)を講ずることができる。

- 2 市長は、前項に規定する緊急措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により緊急措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。

(支援)

第14条 市長は、自治会が所有者等の同意を得て、第8条第1項において老朽危険空き家と認定された空き家等の撤去を行い、跡地の有効活用又は適正管理を図るときは、その自治会に対し支援することができる。

(協力要請)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に第7条から第11条に規定する実態調査、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

キ 養父市環境保全条例(平成16年4月1日施行) 抜粋

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、養父市民(以下「市民」という。)が健康で快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる自然環境及び生活環境保全することをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。
- (3) 開発 団地の造成その他土地の形質変更又は建築物その他工作物の新築、改築、増築等を行う行為をいう。
- (4) 市民等 市民、滞在者、旅行者及び市内に土地を保有する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (6) 占有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の利用に供されている場所をいう。
- (8) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物をいう。
- (9) 空き地等 現に人が使用していない土地又は建物をいう。

第2章 生活環境の保全

第5節 空き地等の美化

(空き地等の管理)

第26条 空き地等の占有者等は、空き地等に雑草等が繁茂し、その空き地等が次の各号のいずれかに該当する状態(以下「不良状態」という。)にならないよう、常に適正な管理に努め良好な環境を守らなければならない。

- (1) 湿地化して害虫や毒蛇の発生場所になること。
- (2) 雑草等の花粉により人の健康を害するおそれのある場所になること。
- (3) 雑草が繁り周辺の住環境に悪影響を及ぼす状況になること。
- (4) 廃棄物の不法投棄場所になること。
- (5) 危険な遊び場及び犯罪防止上好ましくない場所になること。

(6) 建築資材等の乱雑な野積みをし、及び景観を損うこと。

(7) 火災及び防災上、危険な場所になること。

(適正な管理勧告及び命令)

第 27 条 市長は、空き地等が管理不良状態にあると認めるときは、当該空き地等の占有者等に対し、管理不良状態の解消について、雑草等の刈取りその他必要な措置を勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ク 加東市空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例（平成25年7月1日施行）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し市及び所有者等の責務を明らかにし、及び管理不全な状態にある空き家等に対する措置について定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護、良好な生活環境の保全並びに空き家等の有効な活用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 空き家 市内に存する建築物のうち、現に使用されていないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。
- (3) 工作物等 市内に存する次に掲げるものであって、現に使用されていないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。
 - ア 工作物（建築物を除く。）及びその敷地
 - イ 建築物（空き家を除く。）及びその敷地
 - ウ 空き家の敷地
- (4) 空き家等 空き家及び工作物等をいう。
- (5) 管理不全な状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
 - ア 老朽化、自然災害その他の事由により、空き家等が倒壊し、又はその建築材料が脱落し、若しくは飛散することによって、人の生命、身体又は財産に係る被害を生ずるおそれがある状態
 - イ 草木の著しい繁茂又は害虫、ねずみ等の著しい発生により、周辺的生活環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある状態
 - ウ 不特定の者の侵入を容易に許し、犯罪を誘発するおそれがある状態
- (6) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有するものをいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内に勤務し、若しくは通学する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、空き家等の適正な管理に関する市民等の意識の啓発を行うものとする。

2 市は、所有者等が行う空き家等の適正な管理及びその有効な活用について必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、この条例の目的を達成するため、空き家等が管理不全な状態となることを未然に防止するために必要な施策を実施するものとする。

（所有者等の責務）

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理を行わなければならない。

2 所有者等は、当該空き家等を第三者に売却し、若しくは賃貸し、又は住宅、店舗、事務所、地域交流拠点等として整備することにより有効に活用するよう努めるものとする。

(情報提供)

第5条 市民等は、適正な管理が行われていない空き家等を発見したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定により情報の提供があったとき、又は適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態について調査を行うものとする。

(立入調査及び事情聴取)

第7条 市長は、前条の調査を行うときは、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、次に掲げる行為を行わせることができる。

- (1) 空き家等に立ち入り、状況を調査すること。
- (2) 所有者等及び関係者から必要な報告を求め、又は事情を聴取すること。

2 前項の規定により調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、第6条の規定による実態調査により空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、その適正な管理を行うために必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による助言又は指導（以下「指導等」という。）を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、その適正な管理のために必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表及び標識の設置)

第10条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告（以下「勧告」という。）に係る措置をとらなかったときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、加東市公告式条例（平成18年加東市条例第3号）第2条第2項に規定する市役所の掲示場に次に掲げる事項を公表するとともに、当該事項を記載した標識を当該空き家等の敷地に設置することができる。

- (1) 当該所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 当該空き家等の所在地
- (3) 当該勧告の内容

(命令)

第11条 市長は、勧告を受けた所有者等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、規則で定めるところにより、当該所有者等に対し、期

限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

(緊急の命令)

第12条 市長は、緊急の必要があつて第8条から前条までに定める手続によることができない場合は、これらの手続によらないで、規則で定めるところにより、空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

(命令の基準)

第13条 前2条に規定する命令（以下「命令」という。）をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 空き家等が倒壊し、又はその屋根ふき材、外装材、屋外に面する帳壁等が脱落することが確実であると認められることにより、人の生命、身体又は財産に係る被害を生ずるおそれが高いと認められるとき。
- (2) 空き家等の建築材料に使用された石綿が露出していることにより、人の生命又は身体に係る被害を生ずるおそれが高いと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保安上著しく危険であり、又は衛生上著しく有害であると認められるとき。

(緊急安全代行措置及び命令代行措置)

第14条 市長は、指導等、勧告又は命令をした場合において、緊急に危険等を回避する必要があると認めるときは、規則で定める事項について所有者等の同意を得て、当該危険等を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、所有者等から命令に係る措置を履行することができない旨の申出があつたときは、規則で定める事項について当該所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

3 市長は、前2項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(代執行)

第15条 市長は、所有者等が命令に係る措置（他人が代わって行うことのできる措置に限る。）を履行しない場合で、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(警察その他の関係機関との連携)

第16条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、指導等、勧告又は命令の内容を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(空き家等の情報の提供)

第17条 市長は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、条例第10条に規定する公表及び標識の設置をした空き家等の情報を内部で利用することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

ケ 県景観の形成等に関する条例（平成 25 年 3 月 22 日改正、平成 25 年 10 月 1 日施行）抜粋

第 4 章の 3 建築物等その他の物件の管理

（所有者等の責務）

第 27 条の 15 建築物等その他の物件（第 21 条の 10 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良い景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

（景観形成地区内等の所有者等の義務）

第 27 条の 16 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第 27 条の 19 に於いて同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

（指導又は助言）

第 27 条の 17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第 27 条の 18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（命令及び公表）

第 27 条の 19 知事は、前条第 1 項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良い景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であつて、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 知事は、第 1 項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

（立入検査等）

第 27 条の 20 知事は、前 3 条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の

物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。